

福井県ハンドボール協会規約

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本協会は、福井県ハンドボール協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務局は、福井市内に置き、事務を処理する。

第2章 目的

(目的)

第3条 本協会は、福井県におけるハンドボール競技の総括団体として、ハンドボール競技の健全な普及と発達を図り、これによって県民の精神と体力の向上を目指すとともに、この競技について県民を代表し、他地域との親善を尽くすことを目的とする。

第3章 組織

(組織)

第4条 本協会は、日本ハンドボール協会及び福井県体育協会の組織団体とし、協会に登録するチーム及び協会の認める諸団体によって組織される。

(登録)

第5条 本協会に所属するチーム・役員・選手・審判員は、毎年度登録しなければならない。

(年度)

第6条 本協会の年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

第4章 事業

(事業)

第7条 本協会は、第3条の目的達成のために次の事業を行う。

- 1,各種競技会の開催。
- 2,各種大会の開催と協力。
- 3,上部大会への県代表の派遣。
- 4,ハンドボール発展に関する調査、研究及び講習会の実施。
- 5,その他、協会の目的を達成するための必要な事項。

第5章 役員

(役員)

第8条 本協会には、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1, 会長 | 1名 |
| 2, 副会長 | 若干名 |
| 3, 顧問 | 若干名 |
| 4, 参与 | 若干名 |
| 5, 理事長 | 1名 |
| 6, 副理事長 | 若干名 |
| 7, 常務理事 | 若干名 |
| 8, 理事 | 若干名 |
| 9, 監事 | 2名 |

(会長・副会長)

第9条 会長及び副会長は、常務理事会において推薦し総会で承認を得る。会長は、本協会を統括代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときには、それを代行する。

(顧問)

第10条 顧問は、常務理事会の推薦によって会長が委嘱する。顧問は、本協会の最も重要な事柄について相談にあたる。

(参与)

第11条 参与は、ハンドボール競技の功労のあった者の中より、常務理事会の承認を経て、会長が委嘱する。参与は、協会の重要な事柄について相談にあたる。

(理事)

第12条 理事は、本協会に登録したチーム代表及び市町から推薦された者とする。また、ハンドボール競技関係者の中からの理事は若干名とし、総会において、選出することができる。

理事は、互選によって、理事長1名、常務理事を必要な人数だけ決めることができる。理事の任務は下記のとおりとする。

- | | |
|----------|------------------------------------|
| (1) 理事長 | 理事を代表し、協会の一般業務を行う責任を負う。 |
| (2) 副理事長 | 理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、それを代行する。 |
| (3) 常務理事 | 常務理事会を組織し、協会事業の企画・運営にあたる。 |
| (4) 理事 | 本会の基本事項を執行するとともに、専門部に属して本会の運営にあたる。 |

(監事)

第 13 条 監事は、常務理事会の推薦によって会長が委嘱する。監事は、本協会の会計に関する監査を行う。

(任期)

第 14 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。役員が欠けたときには、原則として、その補充を行う。補充された役員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(役員の解任)

第 15 条 会長は、役員が次の各号に該当するときには、その役員を解任することができる。

- 1,心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。
- 2,職務上の違反、本協会に対する信用失墜行為、その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第6章 会 議

(会議)

第 16 条 次の会議を設ける。

- 1,総会（定期総会及び臨時総会）
- 2,常務理事会（定時及び臨時理事会）

第 17 条 定期総会は、4月までに開催する。また、理事総数の3分の1以上の者から要求されたとき、臨時総会を開かねばならない。

(召集及び議事)

第 18 条 総会は、会長が召集し、その議長となる。総会は、理事の2分の1以上が出席すれば成立する。ただし、委任状の提出は出席とみなす。議決は多数決によるものとし、賛否同数のときには議長（会長）が決定する。本協会の役員は、総会に出席して関係事項について意見を述べることができる。

(権限)

第 19 条 総会は、本協会の最高議決機関として本会運営の基本方針を定める。次の事柄を総会にかけなければならない。

- 1,事業計画・事業報告
- 2,予算・決算
- 3,本協会役員の推薦及び承認
- 4,規約の改廃
- 5,加盟団体・所属チームの承認及び除名
- 6,その他、重要な事項

(常務理事会)

第 20 条 常務理事会は、会長・副会長・理事長・常務理事をもって構成し、会長が必要と認めたときにこれを召集する。常務理事会は、構成員の 2 分の 1 以上の出席があれば成立する。但し、委任状の提出は出席とみなす。常務理事会は、総会の定めた運営計画に基づき、常時その執行にあたりるとともに、総会に提出する案件の作成にあたる。

第 21 条 総会で、はからなければならない事柄でも、緊急を要する案件が生じた場合は、常務理事会で審議・執行することができる。ただし、事後に総会の承認を得なければならない。

第 7 章 会 計

(収入)

第 22 条 本協会の経費は、次の収入をもって当てる。

- 1, 会費
- 2, 事業収入
- 3, 補助金
- 4, 寄付金
- 5, その他の収入

(会費)

第 23 条 本協会に加盟する団体・役員は、下記に定められた会費を納めなければならない。

会長	¥200,000	副会長	¥100,000
参与	¥20,000		

(年度)

第 24 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 8 章 表 彰

(目的)

第 25 条 福井県のハンドボール競技の普及と発展を推進するため、県内の優秀な団体及び個人を表彰し、技術向上と士気の高揚をはかる。

(表彰の時期)

第 26 条 当年度の定期総会時とする。

(表彰の区分)

第 27 条 表彰は、優秀度及び貢献度によって、優秀団体表彰・優秀個人表彰（選手・指導者）・功労団体表彰（企業その他団体）・功労個人表彰・特別表彰の 5 種に区別される。

(表彰の基準)

第 28 条 表彰の基準は、次の通りとする。

- 1,優秀団体表彰 ・ 北信越大会優勝,全国大会 8 位以上に入賞したチーム
・ 上記に匹敵する団体
- 2,優秀個人表彰 ・ 全国大会において特に活躍した選手,指導者
・ 当競技の日本代表として活躍した選手,指導者
- 3,功労団体表彰 ・ 当競技の普及と発展に寄与し、貢献した企業,団体。
- 4,功労個人表彰 ・ 当競技の普及と発展に寄与し、貢献した者。
・ 当協会の役員として、多年にわたり貢献した者。

5,特別表彰

(表彰の方法)

第 29 条 表彰状及び報奨金を授与する。

但し、報奨金の授与により表彰状の授与を割愛することが出来る。

全国大会の報奨金は、

1 位：¥150,000 2 位：¥100,000 3 位：¥50,000 とする。

その他表彰の報奨金は、常務理事会において決定し、会長が承認する。

(表彰の決定)

第 30 条 表彰対象の決定は、第 28 条表彰の基準に基づき、常務理事会において決定し、会長が承認する。

(表彰の通知)

第 31 条 表彰が決定したときには、事務局が代表者及び本人に連絡する。

第9章 付 則

(細則)

第 32 条 この規約の施行について、必要な事項に関する細則は、常務理事会の決議を経て、会長が別に定めることができる。

(施行期日)

第 33 条 本規約は、昭和60年4月1日から効力を生じる。

(改正)

第 34 条 役員改正等のため、平成15年3月20日改正施行する。

(改正)

第 35 条 役員改正のため、平成26年5月1日改正施行する。

(改正)

第 36 条 全面改正のため、平成27年4月16日改正施行する。

(改正)

第 37 条 会費金額記載のため、令和3年5月5日改正施行する。

(改正)

第 38 条 経理規定・旅費規程制定のため、令和4年4月9日改正施行する。

(改正)

第 39 条 会費金額修正のため、令和5年4月22日改正施行する。

(改正)

第 40 条 表彰の基準、方法改正のため、令和7年5月18日改正施行する。

(改正)

福井県ハンドボール協会慶弔規定

1. 本協会役員の慶弔につき、下記の基準に敬意並びに弔意を表する。

- | | |
|-----------------|--------------|
| ①役員に顕著な功労があったとき | 祝儀（1万円程度） |
| ②役員の死亡 | 香料（2万円程度）・生花 |
| ③役員の両親及び配偶者の死亡 | 香料（1万円程度）・生花 |
| ④役員の実子の死亡 | 香料（1万円程度）・生花 |

2. その他の事項に関しては、会長がこれを定める。